

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年10月7日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第15号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則  
地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(支給地域等) 第2条 略 2 給与条例第9条の2第3項各号（第3号を除く。）の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 5級地 100分の6</u> <u>(5) 略</u> 3 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>支給地域</th><th>級地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>兵庫県神戸市</td><td>略</td></tr><tr><td>宮城県仙台市</td><td><u>5級地</u></td></tr><tr><td>岡山県岡山市</td><td>略</td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>	支給地域	級地	略		兵庫県神戸市	略	宮城県仙台市	<u>5級地</u>	岡山県岡山市	略	<p>(支給地域等) 第2条 略 2 給与条例第9条の2第3項第1号、第2号、第4号及び第6号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 略</u> 3 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>支給地域</th><th>級地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>兵庫県神戸市</td><td>4級地</td></tr><tr><td>岡山県岡山市</td><td>6級地</td></tr></tbody></table> <p>備考 略</p>	支給地域	級地	略		兵庫県神戸市	4級地	岡山県岡山市	6級地
支給地域	級地																		
略																			
兵庫県神戸市	略																		
宮城県仙台市	<u>5級地</u>																		
岡山県岡山市	略																		
支給地域	級地																		
略																			
兵庫県神戸市	4級地																		
岡山県岡山市	6級地																		

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成23年10月1日から適用する。